

○障害補償年金差額一時金の支給事務の実施について

	〔 昭和56年12月25日地基企第51号 各支部事務長あて 企画課長 〕
第1次改正	昭和59年10月23日地基企第23号
第2次改正	昭和62年2月1日地基企第3号
第3次改正	平成3年2月20日地基企第8号
第4次改正	平成6年7月22日地基企第41号
第5次改正	平成13年3月21日地基企第15号
第6次改正	平成18年3月31日地基企第22号

標記については、下記事項に留意するとともに別紙を参考の上、その実施に遺漏のないように願います。

記

- 1 障害補償年金差額一時金は、当該障害補償年金差額一時金に係る障害補償年金について、地方公務員災害補償法（以下「法」という。）第30条の規定による支給制限が行われている場合であっても、支給制限は行われたいものであること。（第2次改正・一部）
- 2 法附則第5条の2第1項の表の下欄に掲げる「平均給与額」は、法第2条第4項から第8項までの規定により平均給与額として計算した額であること。（第2次改正・追加、第3次改正・旧3繰上）

別紙

障害補償年金差額一時金の計算例

- 1 原則の計算例（法附則第5条の2第1項）

＜例＞障害等級第1級

- (1) 一般の場合（第2次改正・一部、第5次改正・一部）

[限度額]

$W \times 1,340 - \text{既支給額}$

(注) 1 「限度額」とは、障害補償年金差額一時金の額の算定基礎となる法附則第5条の2第1項の表の下欄に掲げる額等をいう。以下同じ。

- 2 「W」は、法第2条第4項から第8項までの規定により平均給与額として計算した額を示す。以下同じ。

なお、この場合において地方公務員災害補償法施行規則（以下「規則」という。）第3条第3項の「補償を行うべき事由の生じた日」とは、該当被災職員が死亡した日をいう。（第3次改正・一部）

3 「既支給額」は、法附則第5条の2第1項の「その者に支給された当該障害補償年金の額（当該障害補償年金のうち、当該死亡した日の属する年度の前年度以前の期間に係る分として支給された障害補償年金にあっては、総務省令で定めるところにより、第36条第2項の規定に準じて計算した額）及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額（当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金を支給すべき事由が当該死亡した日の属する年度の前年度以前に生じたものである場合にあっては、総務省令で定めるところにより、同項の規定に準じて計算した額）の合計額」等を示す。以下同じ。（第3次改正・一部）

(2) 特殊公務災害該当又は国際緊急援助活動特例災害該当の場合（第4次改正・一部）

$$\begin{array}{c}
 \text{[限 度 額]} \\
 \left\langle \begin{array}{c} \text{特殊公務災害及び国際緊急} \\ \text{援助活動特例災害の加算} \end{array} \right\rangle \\
 \left[W \times 1,340 + W \times 1,340 \times \frac{40}{100} \right] - \text{既支給額}
 \end{array}$$

2 船員の場合の計算例（令附則第1条の3）（編注 昭和60年10月1日以降は令附則第1条の4）

<例>障害等級第2級

(1) 一般の場合

$$\begin{array}{c}
 \text{[限 度 額]} \\
 \langle \text{船員の加算} \rangle \\
 (W \times 1,190 + W \times 70) - \text{既支給額}
 \end{array}$$

(2) 特殊公務災害該当の場合

$$\begin{aligned} & \text{[限 度 額]} \\ & \quad \text{＜特殊公務災害の加算＞} \quad \text{＜船員の加算＞} \\ & \left[W \times 1,190 + W \times 1,190 \times \frac{45}{100} + W \times 70 \right] - \text{既支給額} \end{aligned}$$

3 障害加重の場合（船員の場合を除く。）の計算例（規則附則第4条第1項）

(1) 加重前の障害等級が第7級以上の場合（規則附則第4条第1項第1号）

＜例＞

加重後	第1級
加重前	第7級

ア 一般の場合

$$\begin{aligned} & \text{[限 度 額]} \\ & \quad \text{＜第1級の限度額＞} \quad \text{＜第7級の限度額＞} \\ & (W \times 1,340 - W \times 560) - \text{既支給額} \end{aligned}$$

イ 加重後の障害が特殊公務災害該当又は国際緊急援助活動特例災害該当の場合（第4次改正・一部）

$$\begin{aligned} & \text{[限 度 額]} \\ & \quad \text{＜第1級の限度額＞} \quad \text{＜第7級の限度額＞} \\ & \left\{ \left[W \times 1,340 + W \times \frac{40}{100} \right] - \left[W \times 560 + W \times 560 \times \frac{50}{100} \right] \right\} - \text{既支給額} \end{aligned}$$

ウ 加重前の障害が特殊公務災害該当又は国際緊急援助活動特例災害該当の場合（第4次改正・一部）

(ア) 加重前の障害のみが特殊公務災害該当又は国際緊急援助活動特例災害該当 アの計算例に同じ

(イ) 加重後の障害も特殊公務災害該当又は国際緊急援助活動特例災害該当 イの計算例に同じ

(2) 加重前の障害等級が第8級以下の場合（規則附則第4条第1項第2号）（第2次改正・全部）

＜例＞

加重後	第2級
加重前	第8級

ア 一般の場合（第6次改正・一部）

$$\begin{array}{l} \text{[限} \qquad \qquad \qquad \text{度} \qquad \qquad \qquad \text{額]} \\ \text{<第2級の限度額>} \frac{\text{<規則第27条第1項の規定による年金額>}}{\text{<法第29条第3項の第2級の年金額>}} \\ \\ W \times 1,190 \times \frac{277 - \frac{503}{25}}{277} - \text{既支給額} \end{array}$$

イ 加重後の障害が特殊公務災害該当又は国際緊急援助活動特例災害該当の場合（第4次改正・一部、第6次改正・一部）

$$\begin{array}{l} \text{[限} \qquad \qquad \qquad \text{度} \qquad \qquad \qquad \text{額]} \\ \text{<第2級の限度額>} \frac{\text{<規則第27条第1項の規定による年金額>}}{\text{<法第29条第3項の第2級の年金額>}} \\ \\ \left[W \times 1,190 + W \times 1,190 \times \frac{45}{100} \right] \times \frac{\left(277 + 277 \times \frac{45}{100} \right) - \frac{503 + 503 \times \frac{50}{100}}{25}}{277 + 277 \times \frac{45}{100}} - \text{既支給額} \end{array}$$

ウ 加重前の障害が特殊公務災害該当又は国際緊急援助活動特例災害該当の場合（第4次改正・一部）

(ア) 加重前の障害のみが特殊公務災害該当又は国際緊急援助活動特例災害該当 アの計算例に同じ

(イ) 加重後の障害も特殊公務災害該当又は国際緊急援助活動特例災害該当 イの計算例に同じ

4 障害加重の場合（船員である職員の場合）の計算例（規則附則第4条第2項）
（第1次改正・追加）

(1) 加重前の障害等級が第7級以上の場合

<例> $\left[\begin{array}{l} \text{加重後 第5級} \\ \text{加重前 第7級} \end{array} \right.$

ア 一般の場合

[限 度 額]

<第5級の限度額> <第7級の限度額>

{ (W×790+W×200) - (W×560+W×190) } - 既支給額

イ 加重後の障害が特殊公務災害該当の場合

[限 度 額]

<第5級の限度額> <第7級の限度額>

{ [(W×790+W× $\frac{50}{100}$ +W×200)] - [(W×560+W×560× $\frac{50}{100}$ +W×190)] } - 既支給額

ウ 加重前の障害が特殊公務災害該当の場合

(ア) 加重前の障害が特殊公務災害該当の場合 アの計算例に同じ

(イ) 加重後の障害も特殊公務災害該当 イの計算例に同じ

(2) 加重前の障害等級が第8級以下の場合 (第2次改正・全部)

<例> [加重後 第7級
[加重前 第8級

ア 一般の場合 (第6次改正・一部)

[限 度 額]

<第7級の限度額> <規則第27条第2項の規定により読み替えられた同条第1項の規定による年金額>

<法第29条第3項の第7級の年金額>

(W×560+W×190) × $\frac{131 - \frac{503+97}{25}}{131}$ - 既支給額

イ 加重後の障害が特殊公務災害の場合（第6次改正・一部）

$$\begin{array}{l}
 \text{[限 度 額]} \\
 \text{<第7級の限度額>} \left\langle \begin{array}{l} \text{規則第27条第2項の規定により読} \\ \text{み替えられた同条第1項の規定に} \\ \text{よる年金額} \end{array} \right\rangle \\
 \text{<法第29条第3項の第7級の年金額>}
 \end{array}$$

$$\left[W \times 560 + W \times 560 \times \frac{50}{100} + W \times 190 \right] \times \frac{\left(131 + 131 \times \frac{50}{100} \right) - \frac{503 + 503 \times \frac{50}{100} + 97}{25}}{131 + 131 \times \frac{50}{100}} - \text{既支給額}$$

ウ 加重前の障害が特殊公務災害該当の場合

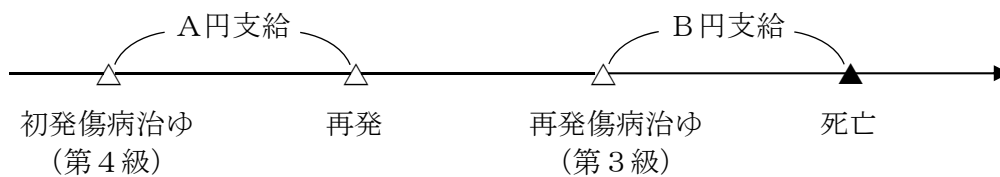
(ア) 加重前の障害のみが特殊公務災害該当 アの計算例に同じ

(イ) 加重後の障害も特殊公務障害該当 イの計算例に同じ

5 再発傷病に係るものの場合（「障害補償年金差額一時金の支給について（昭和56年12月25日地基企第44号）」の記の6）（第1次改正・旧4繰下）

(1) 初発傷病に関し障害補償年金を受けていた場合

<例>

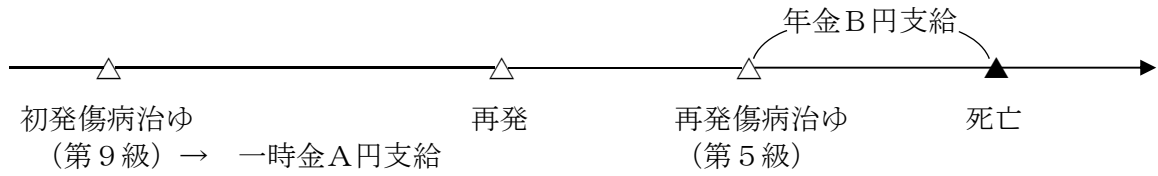


[第3級の限度額] [既支給額]

$$W \times 1,050 - (A + B)$$

(2) 初発傷病に関し障害補償一時金を受けていた場合（第2次改正・全部、第6次改正・一部）

<例>



[限度] 度 [既支給額]

<再発傷病に関し支給すべき年金額>

<第5級の限度額> $\frac{\text{再発傷病に関し支給すべき年金額}}{\text{法第29条第3項の第5級の年金額}}$

$$W \times 790 \times \frac{184 - \frac{391}{25}}{184} - B$$